

C 端末の報知による人の危険回避に用いる場合の推奨事項

(1) 利用方法

端末の報知を用いて、人の危険回避に使う利用方法である。緊急地震速報(業)による報知を見聞きした端末利用者の基本的な行動内容は、慌てず身の安全を確保するというものである。

具体的な利用例は、戸建てや高層マンション等の家庭や小規模な事業所等において、テーブルの下に隠れる等、身の安全を確保するための活用が考えられる。

(2) 端末利用者が施す措置

緊急地震速報(業)を端末利用者の意図どおりに利用するためには、端末に対して適切な措置を講じる必要がある。以下に、

- ① 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合
- ② ①以外の内容についても端末に報知させる場合

において推奨する措置を示す。なお、各項目の詳細は、「4 措置・機能・能力についての詳細 4-1 適切な利用のために端末利用者に推奨する事項の詳細」(P. 40～)に記載する。

実際には、ここで示すもののほか、「3 適切な利用のための端末機能及び配信能力」(P. 37～)を踏まえて配信・許可事業者が公開する端末機能及び配信能力をもとに、端末利用者自らが利用目的等に合わせた端末や配信の選択や措置を決定することになる。

① 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合

(各項目の詳細はP. 40～)

○端末や配信の選択

端末や配信の選択にあたっては、配信・許可事業者が公開する端末の機能及び配信能力を参考にすることを推奨する。中でも、緊急地震速報(業)を迅速かつ確実に使用するために、以下の項目については、特に考慮することを推奨する。

- ・ 気象庁が緊急地震速報(予報)等を発表してから端末が報知を開始するまでに要する時間がトータルで1秒以内のもの。
- ・ 気象庁から端末まで配信を途切れさせないような十分な対策をとっているもの。
- ・ 時刻の誤差が常に±1秒以内となるよう時刻合わせしているもの。
- ・ 配信・許可事業者によるサポートが充実しているもの。

以上に加えて、震度の予想手法として従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨する。

○端末や回線等に対して施す措置

- ・ 耐震固定等の地震の揺れへの対策、無停電化を推奨。
- ・ サーバーから端末までの回線は常時接続できる回線を使用することが必須。

○予想した猶予時間、到達予想時刻による報知

- ・猶予時間がない場合でも報知させることを推奨。
- ・猶予時間+10秒程度は安全確保を促す報知を継続させることを推奨。
- ・長周期地震動階級等の予報やこれを用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、高層ビル・免震建物・長大建造物等の長周期地震動の影響を受けやすい場所においては、到達予想時刻を過ぎてから高層ビル等が共振し大きく揺れ始めるケースがあることを念頭に、到達予想時刻後もしばらくの間は揺れへの警戒を継続してもらうよう報知を継続することを推奨。

○予想した震度、長周期地震動階級等及び建造物の詳細な揺れの大きさによる報知

- ・予想した震度や長周期地震動階級等による放送の場合、緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。
- ・予想した建造物の詳細な揺れの大きさによる放送の場合、長周期地震動階級・周期別階級で階級3以上に相当する大きな揺れが予想された場合に報知させることを推奨。
- ・緊急地震速報(予報/業)を用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合は、当該予報が地震動の予報でないことを予め利用者に明示している前提で、予想対象とした建造物等の階層等を特定して強い揺れの到来を報知する選択もある。
- ・建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合には、利用者の誤解を防ぐため、端末で伝えるものが地震動の予報でないことを予め利用者に明示することが必要である。また、このことについて万全を期すため、建造物の詳細な揺れの予報を行う業者に緊急地震速報(予報/業)を提供する際においては、「緊急地震速報(予報/業)とは異なる予報を受け取っている」ということをしっかりと認識できるよう建造物の詳細な揺れの予報を行う業者から予め利用者に明示しておく等の措置を講じる必要がある旨、配信・許可事業者から建造物の詳細な揺れの予報を行う業者に対してしっかりと説明しておくこと。

○精度情報等による報知

- ・緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。
- ・建造物の詳細な揺れの予報については、複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報/業)を利用した予報で報知させることを推奨。

○深発地震についての緊急地震速報(業)による報知

- ・緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。
- ・長周期地震動階級等の予報やこれを用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合についても、深発地震では報知させないことを推奨。

○緊急地震速報(業)で報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)での報知

- ・報知内容は変更しないことを推奨。

○報知による伝え方

- ・緊急地震速報(警報)に整合している場合は、最初にNHKチャイム音を用いた報知をさ

せることを推奨。そうでない場合は、NHKチャイム音以外の音源を鳴動させることを推奨。

- ・予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさ、猶予時間については具体的に報知させないことを推奨。
- ・耳の不自由な方へも伝わることが重要であるため、緊急地震速報（警報）に整合している場合は、報知に合わせて、警告灯やフラッシュライト等を活用することを推奨。

○キャンセル報の扱い

- ・報知した緊急地震速報（業）に対してのキャンセル報が提供された場合は、キャンセルされた旨を報知させることを推奨。
- ・報知しなかった緊急地震速報（業）に対してのキャンセル報は、報知させないこと。

○試験

- ・テスト報を受けて行う端末の試験の実施を推奨。
- ・普段はテスト報を受けても端末が動作しないよう設定しておくことを推奨。

○訓練

- ・端末が持つ訓練機能による報知または訓練報を受けての報知を見聞きしての訓練の実施を推奨。
- ・普段は訓練報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

○配信・許可事業者への連絡

- ・配信・許可事業者の利用方法等について連絡することを推奨。

② ①以外の内容についても端末に報知させる場合

（各項目の詳細はP. 40～）

○端末や配信の選択

端末や配信の選択にあたっては、配信・許可事業者が公開する端末の機能及び配信能力を参考にすることを推奨する。中でも、緊急地震速報（業）を迅速かつ確実に使用するために、以下の項目については、特に考慮することを推奨する。

- ・気象庁が緊急地震速報（予報）等を発表してから端末が報知を開始するまでに要する時間がトータルで1秒以内のもの。
- ・気象庁から端末まで配信を途切れさせないような十分な対策をとっているもの。
- ・時刻の誤差が常に±1秒以内となるよう時刻合わせしているもの。
- ・配信・許可事業者によるサポートが充実しているもの。

以上に加えて、震度の予想手法として従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨する。

○端末や回線等に対して施す措置

- ・耐震固定等の地震の揺れへの対策、無停電化を推奨。
- ・サーバーから端末までの回線は常時接続できる回線を使用することが必須。

○予想した猶予時間、到達予想時刻による報知

- ・猶予時間がない場合でも報知させることを推奨。
- ・猶予時間+10秒程度は安全確保を促す報知を継続させることを推奨。
- ・長周期地震動階級等の予報やこれを用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、高層ビル・免震建物・長大建造物等の長周期地震動の影響を受けやすい場所においては、到達予想時刻を過ぎてから高層ビル等が共振し大きく揺れ始めるケースがあることを念頭に、到達予想時刻後もしばらくの間は揺れへの警戒を継続してもらうよう報知を継続することを推奨。

○予想した震度、長周期地震動階級等及び建造物の詳細な揺れの大きさによる報知

- ・端末利用者が必要とする設定震度設定長周期地震動階級等及び建造物の詳細な揺れの大きさの設定値を超えたときに報知させることを推奨。
- ・緊急地震速報(予報/業)を用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合は、当該予報が地震動の予報でないことを予め利用者に明示している前提で、予想対象とした建造物等の階層等を特定して強い揺れの到来を報知する選択もある。
- ・建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合には、利用者の誤解を防ぐため、端末で伝えるものが地震動の予報でないことを予め利用者に明示することが必要である。また、このことについて万全を期すため、建造物の詳細な揺れの予報を行う業者に緊急地震速報(予報/業)を提供する際においては、「緊急地震速報(予報/業)とは異なる予報を受け取っている」ということをしっかりと認識できるよう建造物の詳細な揺れの予報を行う業者から予め利用者に明示しておく等の措置を講じる必要がある旨、配信・許可事業者から建造物の詳細な揺れの予報を行う業者に対してしっかりと説明しておくこと。

○精度情報等による報知

- ・複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)で報知させることを推奨。

○深発地震についての緊急地震速報(業)による報知

- ・震度の予想手法がPLUM法に基づく場合は報知させることを推奨。
- ・震度の予想手法が従来法に基づく場合は、深発地震では正確な予想は困難なことから報知させないことを推奨。ただし、これらの場合でも経験的に大きな揺れが観測される東日本の太平洋側地域等では、報知させる選択もある。
- ・長周期地震動階級等の予報やこれを用いた建造物の詳細な揺れの予報に基づく場合についても、深発地震では報知させないことを推奨。

○緊急地震速報(業)で報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)による報知

- ・予想した震度、長周期地震動階級等及び建造物の詳細な揺れの大きさまたは猶予時間を報知している場合は、予想した震度、長周期地震動階級等及び建造物の詳細な揺れの大きさが大きくなる場合または猶予時間が短くなる場合に報知内容を変更することを推奨。また、新たに大きな長周期地震動階級等や建造物の詳細な揺れの大きさが予想された場合で、高層ビル・免震建物・長大建造物等の長周期地震動の影響を受けやすい場所においては、到達予想時刻を過ぎてから高層ビル等が共振し大

大きく揺れ始めるケースがあることを念頭に、到達予想時刻後もしばらくの間は揺れへの警戒を継続してもらうように配慮が必要。

- ・それ以外の、震度、長周期地震動階級及び構造物の詳細な揺れの大きさの違いによって報知の内容を変えていない場合や、端末利用者が報知の変更に対応できない場合では、短時間内での報知の繰り返しや変更が端末利用者の混乱を生じさせるリスクがあるため報知後の緊急地震速報(業)は用いないことを推奨。

○報知による伝え方

- ・緊急地震速報(警報)に整合している場合は、最初にNHKチャイム音を用いた報知をさせることを推奨。そうでない場合は、NHKチャイム音以外の音源を鳴動させることを推奨。
- ・予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間については具体的に報知させないことを推奨。

ただし、端末利用者が緊急地震速報(業)の誤差や技術的限界について理解していれば、具体的な予想震度、予想長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間を報知させる選択もあるが、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は算出できないため、猶予時間について報知させる場合には、「まもなく到達」等の表現を用いることを推奨する。なお、震源の位置とマグニチュードが「仮定震源要素」である場合は、震度の予想がPLUM法に基づく場合を除き、予想した震度を報知させないこと。

- ・耳の不自由な方へも伝わることを重要であるため、緊急地震速報(警報)に整合している場合は、報知に合わせて、警告灯やフラッシュライト等を活用することを推奨。

○キャンセル報の扱い

- ・報知した緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報が提供された場合は、キャンセルされた旨を報知させることを推奨。
- ・報知しなかった緊急地震速報(業)に対してのキャンセル報は、報知させないこと。

○試験

- ・テスト報を受けて行う端末の試験の実施を推奨。
- ・普段はテスト報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

○訓練

- ・端末が持つ訓練機能による報知または訓練報を受けての報知を見聞きしての訓練の実施を推奨。
- ・普段は訓練報を受けても端末が動作しないように設定しておくことを推奨。

○配信・許可事業者への連絡

- ・配信・許可事業者の利用方法等について連絡することを推奨

(3)実施すべき試験・訓練

緊急地震速報(業)が提供された時に落ち着いて確実に危険回避が行われるためには、端末の動作試験及び端末を使った端末利用者の緊急地震速報対応訓練を行える環境が必要である。

端末の動作試験は、テスト報を受けて行う試験が必要である。

端末を使った端末利用者の緊急地震速報対応訓練には、①端末が持つ訓練機能を使って行う訓練と、②訓練報を端末が受けて行う訓練がある。

①を行うためには、端末単独で訓練用の報知を行える必要がある。

②を行うためには、配信・許可事業者が端末利用者の求めに応じて訓練報を配信できること及び端末が訓練報を使えることが必要である。

なお、毎年1回実施する緊急地震速報の全国訓練の際に気象庁から配信する訓練報を用いて、端末の試験や②の訓練を実施することもできるが、そのためには、配信・許可事業者が気象庁からの訓練報を配信できることや、訓練実施の連絡と訓練参加の意思確認が配信・許可事業者から全ての端末利用者に対して直接なされること、また端末が訓練報を使えることが必要である。